

障企自発第0108001号

平成21年 1月 8日

改正 平成23年12月27日

改正 平成26年 5月15日

改正 平成29年 3月31日

改正 令和 2年 7月22日

改正 令和 5年 5月19日

各 都道府県障害保健福祉主管課（室）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課自立支援振興室長

地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について

標記につきましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第87条第1項において厚生労働大臣が基本的な指針を定め、同法第88条第1項及び第89条第1項において市町村及び都道府県が障害福祉計画を定めることとされているところですが、今般、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）が変更されたことに伴い、同法第77条及び第78条に定められた市町村及び都道府県の地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について、別添のとおり定めましたので、円滑な計画作成に配慮いただきますとともに、管内市町村に対して、貴職から周知をお願いします。

なお、平成18年7月13日障地発第0713001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室長通知「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」は廃止します。

(別添)

市町村及び都道府県地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について

障害者総合支援法第88条第2項第3号及び第89条第2項第4号により、市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めることとなっている「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」について、以下のとおり策定されたい。

1. 障害福祉計画の作成に関する基本的な考え方

(1) 地域生活支援事業の目的

地域生活支援事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

(2) 必須事業に関する取組

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が行う事業であり、それぞれ法律上実施しなければならない具体的な事業（以下「必須事業」という。）を定めているが、これに限らず市町村及び都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業（以下「任意事業」という。）を実施することができることとしている。

このうち必須事業については、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスが位置づけられているため、必須事業を未だ実施していない市町村においては、早期の事業化を図るとともに、都道府県においては、第7期障害福祉計画期間中に管内全市町村における必須事業の事業化に向けて計画的に取り組み、かつ、管内全市町村における必須事業の事業化の達成状況を分析、評価されたい。

また、第7期障害福祉計画の基本指針においては、令和4年5月に施行された障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）を踏まえ、第四に「四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進」を新たに設けたところであり、市町村の必須事業である意思疎通支援事業や都道府県（指定都市・中核市を含む。）の必須事業である専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び派遣事業等の実施にあたっては、都道府県と市町村の適切な連携のもと、障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳

機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズの把握、必要な意思疎通支援者の養成、事業を実施するための体制づくり（都道府県による広域派遣や派遣調整等を含む）、遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用といった取組を実施することが必要である。さらに、意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業（地域生活支援促進事業実施要綱 別記2-21）の実施により、意思疎通支援者の資質向上を図る必要があるため留意されたい。

（3）地域生活支援事業と個別給付サービスの両者の特性を活かした効果的・効率的な支援
地域生活支援事業は、市町村等が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により事業を実施できるものであり、個別給付は個別明確なニーズに対応するものとして指定事業者に関する基準や報酬額の基準を設けて全国一律の実施を行うものであることから、両者の特性を活かし、効果的・効率的な支援を行うことが重要である。

一方、障害福祉サービス事業者が地域にない等、様々な要因により、個別給付の対象となりうる障害者等に対するサービスを地域生活支援事業が担っているケースがある。

このため、地域生活支援事業の事業計画に係る企画・立案を行う際には、移動支援事業、日中一時支援事業等の障害者等個人に対する事業の利用者について、障害福祉サービス事業者が地域にない場合や、支援を必要とする時間帯や曜日にサービスがないことによりこれらの事業を利用している実態がないか確認しつつ、必要とされる個別給付による支援が提供されるよう、障害福祉サービス事業者の確保に向けた取組や既存の障害福祉サービス事業者による開所時間の延長や土日の開所等に向けた調整などの取組を進めることが望ましい。

（4）地域共生社会の実現に向けた取組

令和2年6月、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）が成立し、同法施行後の令和3年度からは、障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業及び地域活動支援センター事業として「重層的支援体制整備事業」を行うことができることとなったが、「重層的支援体制整備事業」を実施する市町村においても、障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支えるため障害者相談支援事業等を実施することに変わりはないことから、引き続き、障害者相談支援事業等についても障害福祉計画に記載し、計画的に地域共生社会の実現に向けた体制整備等を進める必要がある。

市町村は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めること。

(5) 計画の策定における関係者の参加

地域生活支援事業の実施に当たっては、障害者総合支援法に規定する個別給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）と組み合わせて実施することや、地理的条件・各種社会資源の状況を勘案し、委託契約、広域連合等の活用、個別給付では対応できない複数の利用者への対応等、柔軟な形態により各地方自治体の創意工夫の下に効果的・効率的に実施することが求められている。

このため、計画の策定に当たっては、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めるとともに関係部局、関係機関並びに市町村と都道府県間の密接な連携を図ることが必要である。

(6) 障害福祉計画に掲げた事項の定期的な調査、分析・評価

市町村及び都道府県が作成した障害福祉計画については、障害者総合支援法第88条の2及び第89条の2により、市町村及び都道府県は、障害福祉計画に掲げた事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは、計画の変更等を行うこととされており、地域生活支援事業においても当該プロセスを実施する必要があるので留意されたい。

2. 障害福祉計画の作成に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項（基本指針：別表第二関連）及び都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項（基本指針：別表第三関連）

基本指針の事項	内 容
① 実施する事業の内容	<p>市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、成果目標の達成に資するよう、次の事項を定めること。</p> <p>必須事業及び任意事業の内容について、記載する。</p> <p>ただし、事業の内容が地域生活支援事業実施要綱（「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（別紙1））（以下、「実施要綱」という。）に定める内容と異なる点が特段ない場合は記載を省略して差し支えない。</p> <p>なお、近隣市町村と広域的に実施する事業、他市町村に委託する事業、法第77条第2項により都道府県が代わって実施する事業等については、その旨を明記する。</p>

② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

令和8年度までの各年度における実施に関する考え方及び量の見込みについて定める。

1. 事業の実施に関する考え方

実施する事業の種類ごとに、事業の実施体制や地域の実情を反映した取組方法等に関する考え方を明記する。

なお、事業の実施体制については、実施要綱に定める内容と異なる点が特段ない場合は記載を省略して差し支えない。

2. 事業の量の見込み

必須事業について、下記を踏まえ設定する。なお、任意事業についても、必須事業と同様の取扱いとすることが望ましい。

(1) 障害者等個人を直接支援する事業

現に利用している者の数、地域における障害福祉サービス等の社会資源の状況や障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域生活支援事業の利用が見込まれる者の数等を勘案して、量の見込みを設定すること。

なお、意思疎通支援に関する事業については、障害特性に配慮した意思疎通支援の種別ごとに、現に派遣事業を利用している者の数、手話通訳者の設置状況、都道府県による広域派遣や派遣調整の状況、障害者等のニーズ等を勘案して、量の見込みを設定すること。

(2) 障害者等に対する相談支援等を行う事業

実施見込み箇所数、実利用見込み者数等を設定すること。

(3) 支援人材の養成を行う事業

人材の養成を行う事業については、従事する事業のニーズ等を踏まえ、都道府県と市町村の適切な連携のもと、必要となる量を見込むこと。

なお、意思疎通支援等の養成を行う事業については、障害特性に配慮した意思疎通支援事業の見込み量、実養成研修修了見込み者数（登録見込み者数）等を勘案して、都道府県及

	<p>び市町村が実施する養成研修における量の見込みを設定する。</p> <p>(4) その他の事業 それぞれの事業の内容を踏まえ、必要な内容を設定すること。</p>
③ 各事業の見込量の確保のための方策	<p>市町村は、各種社会資源の活用、近隣市町村との連携、他の市町村への委託等広域的・総合的な実施など効果的・効率的な事業の確保方策を定める。</p> <p>また、都道府県は、市町村における事業が適正かつ円滑に実施されるよう市町村への支援、基盤整備に関する広域的な調整等を図るなど総合的な事業の確保方策を定める。</p>
④ その他実施に必要な事項	<p>特記すべき事項があれば定める。</p>

3. 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の達成状況の調査、分析及び評価について

市町村及び都道府県においては、それぞれ、少なくとも年1回は事業の種類ごとの量の見込みの達成状況を把握し、以下のとおり分析及び評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を実施することが必要である。

- (1) 2の「基本方針の事項」の欄中②により数値で見込み量を定めた事業についてはその達成状況について分析及び評価を行うとともに、数値を定めない事業についても事業の実施状況等について分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更、事業の見直し等の措置を講じることが適当である。

地域生活支援事業において必須事業に位置付けられている事業のうち、未実施である事業がある場合には、第7期障害福祉計画期間中の実施に向けた具体的な取組を記載する。必須事業については、人口規模が小さいこと等により、直ちに利用を希望する障害者等がない場合等においても、事業のニーズが発生した場合に対応できるよう体制を整えておく必要があるため、複数自治体による広域実施を検討するなど、事業の実施体制の整備に取り組む必要があることに留意すること。

なお、任意事業についても、必須事業と同様の取扱いとすることが望ましい。

(2) (1) の分析及び評価の際には、協議会等から意見を聴くことが望ましい。